

会 員 規 程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人おおさき産業推進機構（以下「機構」という。）定款第2章の規定に基づき、機構の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 機構の会員は、正会員の1種とする。

(入会基準及び手続き)

第3条 機構の会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。

2 理事会は、前項の申込に対して、次の基準により入会の可否を決定する。

- (1) 機構の規約を遵守できること。
- (2) 入会申込書及びその添付書類の重要な事項について虚偽の記載がないこと、若しくは重要な事実の記載が欠けていないこと。

3 理事長は、理事会の決定に基づき、申込者にその決定を通知する。

(会員名簿)

第4条 機構は、会員の種類毎に、別に定める会員に関する情報を会員データファイル（メーリングリスト）に登録する。この場合、機構が定める個人情報等管理規定に基づき、個人情報を適切に取扱うものとする。

2 会員は、会員データファイルに登録する情報に変更があった場合は、遅滞なく別に定める変更届を理事長に提出するものとする。

3 機構は、会員データファイルに登録された情報をもとに会員名簿を作成し、公開するものとする。

(会費)

第5条 機構の会費の金額及び納期等に関する事項は、別に定める規程によるものとする。

(退会等)

第6条 会員は、別に定める退会届を1ヶ月以上前までに理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。退会届を受理した理事長は、当該会員に退

会届を受理したことを通知するとともに、理事会にその旨を報告するものとする。

- 2 会員が、定款第8条に基づき退会したとみなすことを理事会が決定したときは、理事長は当該会員又はその関係者に決定を通知し、会員名簿から当該会員の登録を抹消するものとする。
- 3 会員が、定款第9条に基づき除名されたときは、理事長は会員名簿における当該会員の登録を抹消するものとする。
- 4 前各項により会員の資格を喪失した場合、既納の会費は返還しない。

(会員資格の喪失)

第7条 会員は、定款第10条各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(特典)

第8条 会員は、次の特典を享受することができる。

- (1) 機構から産業支援に関する各種情報を入手することができる。
- (2) 機構が実施する事業に優先的に参加することができる。
- (3) 会員が希望するときは、理事会の承認を得て、機構が設置する委員会及び部会へ参加することができる。

(委任)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行うものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

入 会 申 込 書

年 月 日

一般社団法人

おおさき産業推進機構理事長 様

一般社団法人 おおさき産業推進機構の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

入会後は、貴機構の定款及び諸規則を遵守いたします。

(フリガナ)	
氏名又は名称	
住所又は所在地	〒 -
(フリガナ)	
会員代表者氏名	(役職)
事業内容 (パンフレットやweb ページの添付可)	
連絡先	Tel () Fax ()
	E-mail
(フリガナ)	
連絡担当者氏名	(役職)
担当者連絡先	Tel () Fax ()
	E-mail
参加希望する部会 (✓を記入)	<input type="checkbox"/> 事業推進部会 <input type="checkbox"/> 工業部会 <input type="checkbox"/> 無し

様式第2号（第6条関係）

退 会 届

年 月 日

一般社団法人

おおさき産業推進機構理事長 殿

会員会社名

代表者の役職び氏名

印

今般下記理由により，一般社団法人おおさき産業推進機構を退会いたしたく，定款第8条の規定に基づき，退会届を提出いたします。

記

退会月日 年 月 日付け

退会理由

.....

.....

.....